

1. 地域防災計画改訂の背景

- 現在の石巻市地域防災計画は、東日本大震災後の平成26年12月に改訂されたものであり、前回の改訂から8年以上が経過しています。
 - 前回の改訂以降、熊本地震（平成28年4月）や平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など日本各地で大規模な災害が発生しており、それらの災害教訓をもとに防災対策の見直しが図られ、災害対策基本法の改正や国の防災基本計画や宮城県の地域防災計画等の見直しが繰り返し行われており、これら上位計画に合わせた計画の見直しが必要となっています。
 - 東日本大震災から10年以上がたち、復旧・復興事業も概ね完了してきたことや、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による対応等、地域や社会の状況も変化してきており、これらの変化に合わせた計画の見直しも必要となっています。
 - 令和4年5月に宮城県から新たな津波浸水想定が公表され、東日本大震災の津波実績を超える範囲が浸水すると想定され、それに対応した対策検討が必要となっています。
- ⇒ 前回改訂以降の最新の防災に関する知見や本市を取り巻く社会状況、国や県の上位計画の見直しを踏まえ、より実情に合わせた地域防災計画への改訂を行いました。

	主な災害等	上位計画等の見直し
平成27年度	9月：関東・東北豪雨	7月：災害対策基本法改正、防災基本計画修正 2月：宮城県地域防災計画修正
平成28年度	4月：熊本地震 12月：糸魚川市大規模火災	5月：災害対策基本法改正、防災基本計画修正 2月：宮城県地域防災計画修正
平成29年度	7月：九州北部豪雨	4月：防災基本計画一部修正 2月：宮城県地域防災計画修正
平成30年度	7月：平成30年7月豪雨 9月：北海道胆振東部地震	6月：災害対策基本法改正、防災基本計画修正 2月：宮城県地域防災計画修正
令和元年度	9月：令和元年房総半島台風 10月：令和元年東日本台風 3月頃～：新型コロナウイルス感染症の感染拡大	5月：防災基本計画一部修正 1月：宮城県地域防災計画修正
令和2年度	7月：令和2年7月豪雨	5月：防災基本計画一部修正 1月：宮城県地域防災計画修正
令和3年度	7月：熱海で大規模土砂災害	5月：災害対策基本法改正、防災基本計画修正 1月：宮城県地域防災計画修正
令和4年度		6月：防災基本計画一部修正 11月：宮城県地域防災計画修正
令和5年度		5月：防災基本計画一部修正

2. 改訂に至るまでの経過

- 令和4年 5月 宮城県津波浸水想定公表
 6月 宮城県津波浸水想定に係る住民説明会（全4回、参加者295名）
 12月 第1回石巻市地域防災計画調整会議
- 令和5年 5月 石巻市地域防災計画、津波避難計画、津波ハザードマップ改訂に伴う住民説明会（全13回、参加者386名）
 第2回石巻市地域防災計画調整会議
 6月 第3回石巻市地域防災計画調整会議
 7月 第1回石巻市防災会議（地域防災計画、津波避難計画、原子力災害時における広域避難計画等改訂内容を説明）

3. 主な改訂内容

1 上位計画の見直しに伴う修正

- 前回改訂以降の関係法令の改正等を踏まえ修正が重ねられた国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正内容について、以下の通り本市計画へ反映しました。

上位計画 改定時期	対象災害編	主な修正内容
平成 27年度 (2015)	主な修正事項	
	風水害等 災害対策編	適時適切な避難行動 避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべき旨記載 〔風水害編・第2章・第1節 防災気象情報の伝達〕
	その他の修正事項	
	風水害等 災害対策編	・ 土砂災害の危険性のある区域の明示 〔風水害編・第1章・第1節 風水害等に強いまちの形成〕
平成 28年度 (2016)	原子力災害 対策編	・ 緊急時モニタリング結果の集約・共有 〔原子力編・第2章・第9節 モニタリング体制等〕 ・ 避難退域時検査を実施 〔原子力編・第3章・第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動〕
	主な修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化 業務継続計画を策定するに当たり、重要な6要素（首長不在時の代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理）を定めることを明記 〔地震編・第1章・第16節 職員の配備体制〕
	その他の修正事項	
平成 29年度 (2017)	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	・ 避難所における愛護動物の対策 〔地震編・第1章・第23節 避難受入れ対策〕 ・ 仮置き場の確保や災害廃棄物の処理体制、連携のあり方等、災害廃棄物処理計画への具体的明記 〔地震編・第1章・第27節 災害廃棄物対策〕
	主な修正事項	
	風水害等 災害対策編	避難確保計画の作成 水防法の改正により、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成する旨記載 〔風水害編・第1章・第9節 企業等の防災対策の推進〕
	原子力災害 対策編	PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域 PAZ内又はその近傍を通過しなければ避難ができない区域である島嶼部、牡鹿半島部を準PAZとし、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における防護措置については、PAZにおける対応と同様に実施する旨記載 〔原子力編・第1章・第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲〕
平成 29年度 (2017)	その他の修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	・ 応急的な住まいの確保や生活復興支援（住家の被害認定調査や罹災証明書の交付担当の明確化、応援の受入れ体制の構築等） 〔地震編・第3章・第2節 生活再建支援〕
	原子力災害 対策編	・ 災害時の優先業務の絞り込み、全庁を挙げた体制の構築 〔地震編P35、・第1章・第16節 職員の配備体制、地震編P71・第2章・第1節 防災活動体制〕
	原子力災害 対策編	・ 緊急時活動レベル（EAL）の修正 〔原子力編・第1章・第4節 計画の基礎とすべき災害の想定〕

1

上位計画の見直しに伴う修正（続き）

上位計画 改定時期	対象災害編	主な修正内容
平成 30年度 (2018)	主な修正事項	
	風水害等 災害対策編	防災気象情報の充実化 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）等の新たな防災気象情報の説明を追加 〔風水害編・第2章・第1節 防災気象情報の伝達〕
	その他の修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	- 災害派遣福祉チームの整備 〔地震編・第1章・第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備〕 - 水位観測所の設置されていない中小河川の情報把握 〔風水害編・第2章・第6節 警戒活動〕
	原子力災害 対策編	放射線による影響に関する文言（確定的影響を回避⇒重篤な確定的影響を回避し又は最小化など）の修正 〔原子力編・第1章・第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲〕
令和 元年度 (2019)	主な修正事項	
	風水害等 災害対策編	警戒レベルを用いた避難勧告等の発令 市が避難指示等を発令する場合に、5段階の警戒レベルを用いて提供する旨の記載及び警戒レベルに対応し居住者がとるべき避難行動を記載 〔風水害編・第2章・第1節 防災気象情報の伝達〕
	その他の修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	住民が主体となった地域の避難に関する取組強化（防災リーダー育成等における、専門家の活用等） 〔地震編・第1章・第9節 防災知識の普及〕
	原子力災害 対策編	- 広域的な原子力災害医療体制の構築（原子力災害拠点病院の指定、原子力災害医療協力機関の登録） 〔原子力編・第2章・第17節 原子力災害医療体制等の整備〕 - 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制に関して（平時から周知すべき内容、事前配布における薬剤師の協力体制の構築、副作用に係る医療体制の整備） 〔原子力編・第2章・第17節 原子力災害医療体制等の整備〕
令和 2年度 (2020)	主な修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 避難所における過密抑制対策等の推進や平常時から防災担当部局及び保健福祉担当部局の連携、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等に基づくマニュアル等の作成について記載 〔地震編・第1章・第23節 避難受入れ対策〕
	その他の修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	令和元年東日本台風をはじめとした近年の災害に係る教訓を踏まえた対応 - 災害リスクととるべき行動の理解促進 〔地震編・第1章・第9節 防災知識の普及〕 - 災害廃棄物等処理のボランティア等との連携 〔地震編・第2章・第20節 廃棄物処理活動〕 - 応援職員のスムーズな受け入れ体制の構築 〔地震編・第1章・第18節 相互応援体制の整備〕
	原子力災害 対策編	- 緊急時活動レベル（EAL）の枠組みの一部見直し（原子炉停止機能、原子炉制御室等、原子炉冷却機能、電源供給異常） 〔原子力編・第1章・第4節 計画の基礎とすべき災害の想定〕 「女川地域の緊急時対応」の策定を踏まえた学校等施設における防護措置の具体化（学校等施設の生徒等の保護者への引渡し及び避難開始のタイミングや方法等） 〔原子力編・第3章・第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動〕

上位計画 改定時期	対象災害編	主な修正内容
令和 3年度 (2021)	主な修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	避難勧告・避難指示の一本化などの避難情報の見直し これまでの避難勧告、避難指示（緊急）が「避難指示」に一本化され、避難準備・高齢者等避難開始が「高齢者等避難」に変更されたことを反映 〔風水害編・第2章・第14節 避難活動 他〕 災害救助法の改正に伴う修正 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるときに、災害救助法が適用される旨記載 〔地震編・第2章・第5節 災害救助法の適用〕
	その他の修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	- 個別避難計画の作成 〔地震編・第1章・第25節 要配慮者・避難行動要支援者への対策〕 - 避難所における避難者の衛生管理や避難スペースの確保などの感染症対策 〔地震編・第2章・第12節 避難活動〕 - 健康管理やマスク着用の徹底など応援職員等の感染症対策 〔地震編・第2章・第7節 救急・救助活動〕 - 避難所運営等における性的マイノリティへの配慮を明記 〔地震編・第2章・第12節 避難活動〕
	原子力災害 対策編	- 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定等の措置 〔原子力編・第3章・第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動〕 - 施設敷地緊急事態要避難者の定義（PAZ内のすべての妊婦、授乳婦、乳児及び乳幼児の保護者等を明記等）の改正 〔原子力編・第1章・第4節 計画の基礎とすべき災害の想定〕 - 防災業務従事者の防護指標（女性の被ばく線量等放射線業務従事者の線量限度の規定に準じ明記） 〔原子力編・第3章・第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立〕
令和 4年度 (2022)	主な修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要な場合、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める旨記載 〔地震編・第2章・第2節 情報の収集伝達〕
	その他の修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	- 盛土による災害防止に向けた対応 〔風水害編・第1章・第1節 風水害等に強いまちの形成〕 - 学校における消防団員などが参画した防災教育の推進 〔地震編・第1章・第9節 防災知識の普及〕 - 津波対策の推進（地域の特性に応じた避難施設等の推進） 〔津波編・第1章・第1節 津波に強いまちづくりの形成〕 - 積雪寒冷地特有の課題等を踏まえた取組の推進 〔地震編・第1章・第28節 積雪寒冷地域における地震災害予防〕
	原子力災害 対策編	- 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備 〔原子力編・第2章・第10節 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備〕 - 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 〔原子力編・第3章・第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動〕 - 放射線防護対策の対象（被ばくの可能性がある環境下で活動する）となる防災業務関係者の明確化、健康管理 〔原子力編・第3章・第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立〕 - 原子力災害医療活動に関する修正（各医療機関の対応を明確化、基幹高度被ばく医療支援センターの対応を追記） 〔原子力編・第3章・第10節 原子力災害医療活動〕 - 女川原子力発電所1号炉冷却告示に伴う基準の追加 〔原子力編・第1章・第4節 計画の基礎とすべき災害の想定〕

1 上位計画の見直しに伴う修正（続き）

上位計画 改定時期	対象災害編	主な修正内容
令和 5年度 (2023)	主な修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説・伝達 令和4年12月より運用開始された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された ときの措置や取るべき行動の普及・啓発を図る旨記載 〔地震編・第1章・第9節 防災知識の普及〕
	その他の修正事項	
	地震・津波・ 風水害等 災害対策編	・ 災害ケースマネジメントなどの被災者支援 の仕組みの整備 〔地震編・第2章・第12節 避難活動〕 ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等への デジタル技術の活用 〔地震編・第1章・第25節 要配慮者・避難行動要支援者への対策 他〕

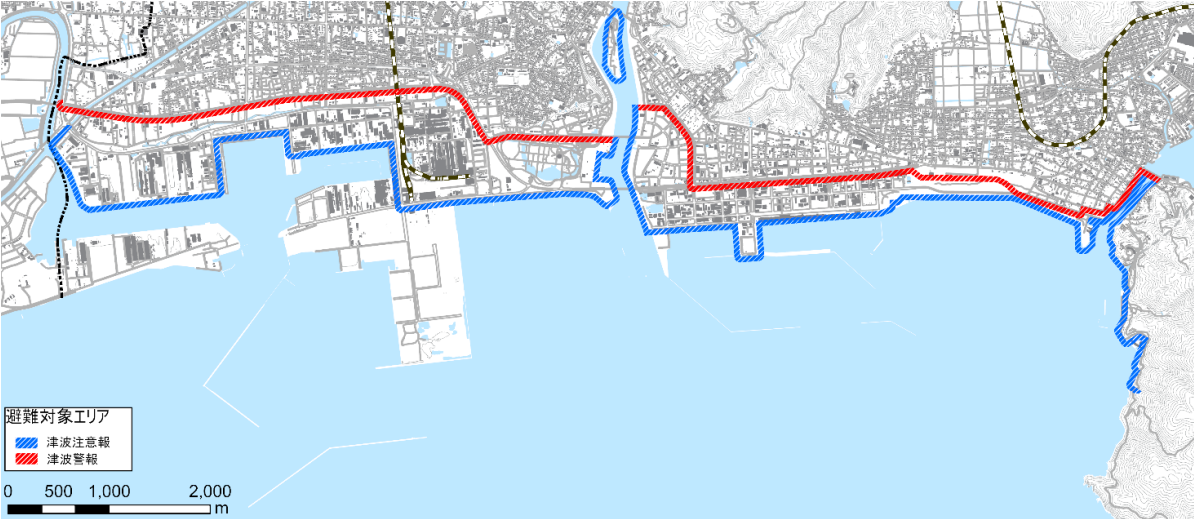
2 津波注意報等発表時の避難指示発令基準、対象地域の見直し

- 津波注意報・警報が発表された際、避難指示の対象となるエリアを高盛土道路等の復興事業が完了したことから、現状指定している避難指示時の発令基準・対象地域の見直しを行いました。また、津波避難計画についても同様の見直しを行いました。

発令基準	発令情報	発令時期	発令対象地域	(参考) 期待する行動
津波注意報が発表されたとき	避難指示	自動的	海岸防潮堤より海側エリア	海岸付近から離れる。
津波警報が発表されたとき	避難指示	自動的	上記に加え、高盛土道路等より海側エリア及び半島沿岸部及び低平地エリア	直ちに安全な場所に避難する。
大津波警報が発表されたとき	避難指示	自動的	上記に加え、避難対象地域の全て	直ちに安全な場所に避難する。
遠地地震や火山の大規模噴火など、津波注意報以上の発表が予期されるとき	避難指示	可能な限りすみやかに	状況に応じて、上記の発令対象地域を踏まえる	直ちに安全な場所に避難する。

〔津波編第2章・第12節避難活動〕

＜津波注意報・警報時における避難指示の発令対象地域図（石巻西・東エリア）＞



3 住民意見交換会で出された意見の反映

- 地域防災計画の改訂やその他、津波避難計画、津波ハザードマップについて、住民の意見を伺う意見交換会を5月11日から6月8日までの期間、全12地区（参加者386名）で実施し、以下のご意見を頂きました。

①地区の具体的な説明の必要性について
＜主な意見＞

- 改定についてはよろしいと思いますが、地区によって異なるような気が致します。具体的、地域等の明確な説明。〔荻浜、蛇田〕
- 全体的な説明は理解出来た。部分的な詳細計画も必要である。〔東部〕

＜意見に対する市の対応＞

地域防災計画は市全体の総合的な防災対策を示した計画である。今後は、地域ごとに、地域の意見を聞きながら、地域の実情にあった避難方法等について、地域と連携、協力しながら進めていきたい。

〔総則・第4節・自助・共助・公助の連携 他各編に記載〕

②その他個別具体的な意見
＜主な意見＞

- 冬の寒さを考慮した計画の追加。〔西部〕
- 家庭備蓄を増やし、日持ちする品を選ぶ事は良い事と思う。〔牡鹿〕
- 最低3日間、推奨1週間分とあるが、誰が（市長、支所長）誰に（行政委員、自治会会長）どの場所で（地域の集会所等）どのように支給するのか、今後明確にして欲しい。〔北上〕
- もっと最悪の場合を想定して計画を立てるべき。〔河南〕

＜意見に対する市の対応＞

- 本改定より「積雪寒冷地域における地震災害予防」の節等を追加する。
〔地震編・第1章・第28節・積雪寒冷地域に記載〕
- 備蓄は、市民が各家庭で用意していただくものです。避難所の備蓄品は持ち出しできなかった方のためのもです。
〔地震編・第1章・第24節・生活物資の確保に記載〕
- 最大クラスの地震や悪条件下の津波等を想定した災害としている。また、複合災害対策についても記載している。
〔地震編・第1章・第26節・複合災害対策に記載〕

4 その他の修正

- 編構成を宮城県地域防災計画の構成に合わせ見直しを行い、県計画との対応関係がわかりやすく、今後の計画見直しの際も効率的に修正作業ができるようにしました。
- 今回の改訂及び現行組織と整合するように配備体制等を見直しました。
※配備体制基準に北海道・三陸沖後発地震注意情報時を追加（0号）、津波警報発表時における配備体制の見直し（3号→2号）、避難指示を行う者の明確化（市長）それに伴う配備体制の見直し（避難指示発令に伴う3号配備を削除）。
〔地震編・第2章・第1節防災活動体制 他〕
- その他、現状に合わせた各種名称や数値などを時点更新しました。〔総則編・第5節 過去の災害、資料編 他〕
- 読みやすさ・分かりやすさの向上のため、編を跨いで、重複する内容については、「【〇〇編/第〇節/第〇 〇〇〇】と同様とする。」と記載し、重複内容は記載しないこととしました。

4. 今後のスケジュール

- 今後は以下のスケジュールで地域防災計画の改訂を進めていきます。

時期	会議等	備考
9月中旬	パブリックコメント	2週間程度実施
10月上旬	第2回防災会議	地域防災計画（案）の承認